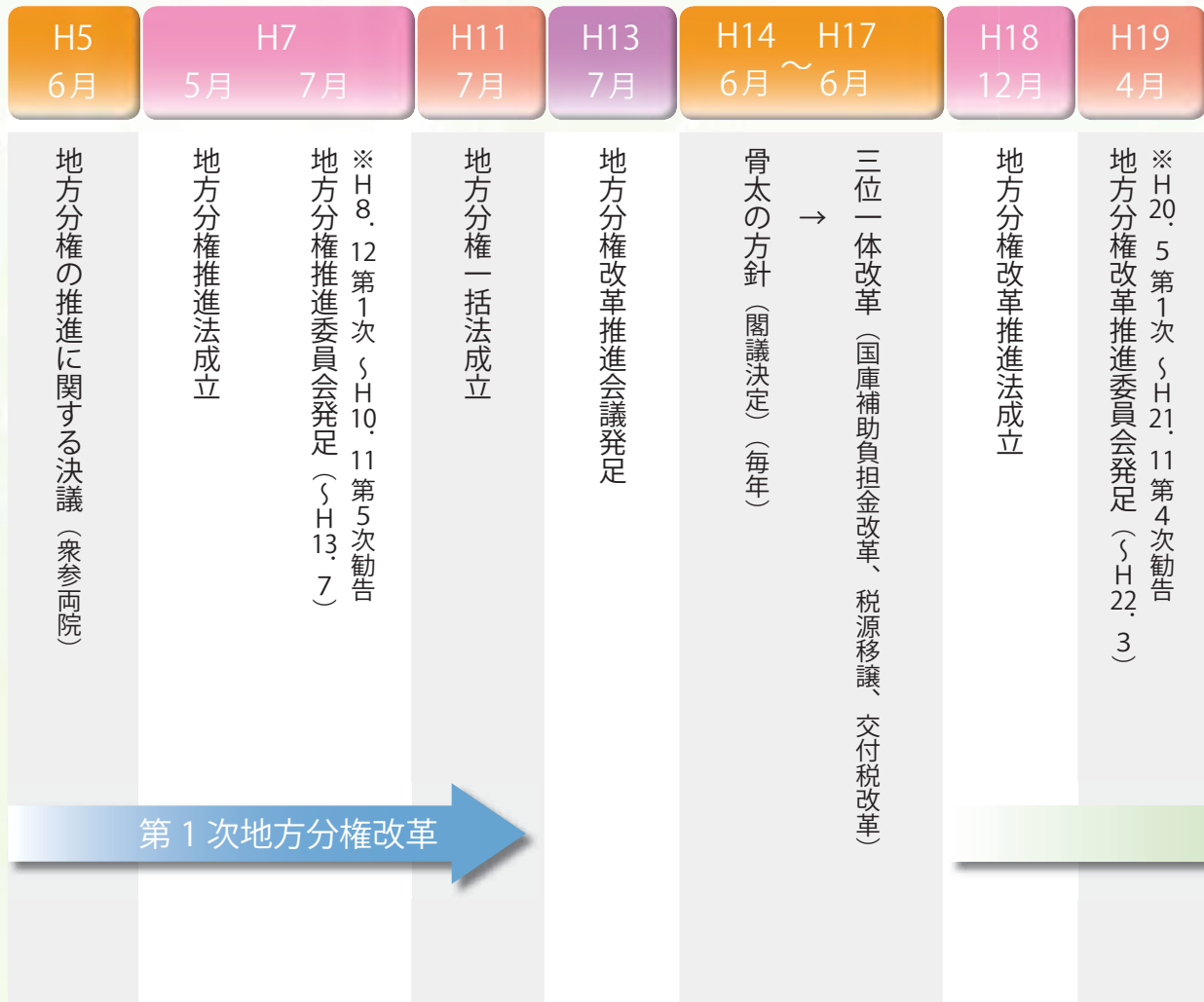


1 地方分権改革について知りたい

1 地方分権改革のこれまでの経緯

地方分権改革のこれまでの歩み



第1次地方分権改革

第1次地方分権改革の概要

- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
（機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度）
- 国の関与の新しいルールの創設
（国の関与の法定化など）
- 権限移譲
（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲）
- 条例による事務処理特例制度の創設
（地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度）

第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直しなど）
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など

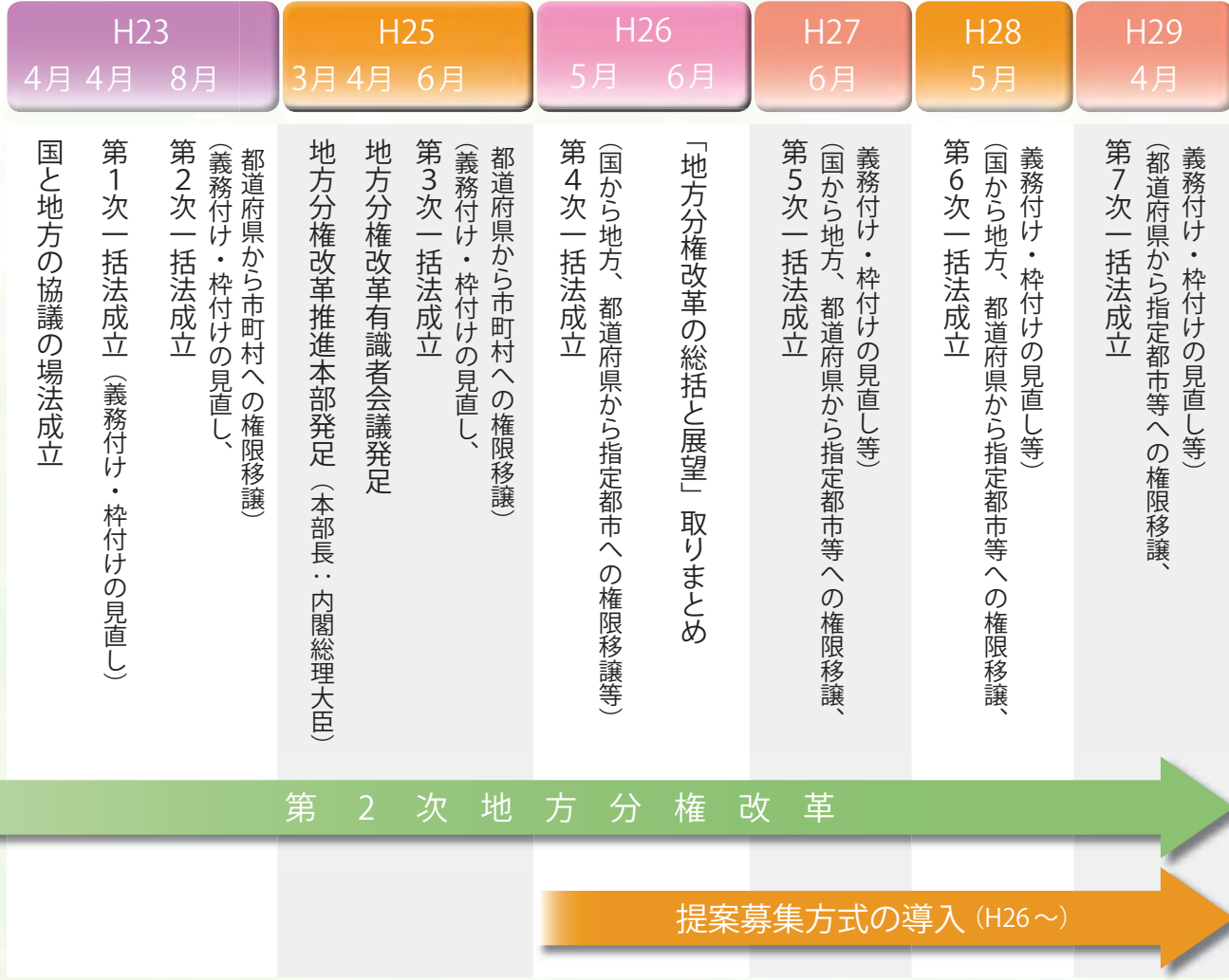
提案募集方式の導入

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

さらに詳しく知りたい方はこちら！

地方分権改革アーカイブ

検索



Point

地方分権改革は、大きく分けて、二つの時期で進められてきました。

一つ目は、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された「第1次地方分権改革」です。

二つ目は、個別の法令により定められている多数の①地方に対する規制（義務付け・枠付けなど）の緩和や、②国などの事務・権限の移譲（都道府県→市町村、国→都道府県など）を進める「第2次地方分権改革」です。

平成26年からは、従来の国主導による委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体等

から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されています。

これらをまとめれば、
 ・第1次地方分権改革により形成された、国と地方の新たな関係という土台の上に、
 ・第2次地方分権改革により実現した個別の地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲の積み重ねによって、地方において、地域の実情に応じた行政が展開できるようになったと言えます。

さらに、「提案募集方式」によって、国主導の改革から、地方の提案に基づくボトムアップ型の改革に移行し、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる」地方分権改革が推進されています。

2 地方分権改革による主な成果

これまでの地方分権改革によって、地方における条例の制定範囲が広がり、各地方公共団体でさまざまな取組が行われた結果、住民サービスの向上や行財政改革の推進など、国民が実感できる改革の成果が現れてきています。ここでは、地方分権改革によって実現した国の制度改革の類型と主な成果について紹介します。

① 義務付け・枠付けの見直し

(1) 制度改革の内容

これまで法令により全国一律に定められていた、施設・道路・公営住宅等の基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになりました。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られました。

事例

特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減 鹿児島県



従来、特別養護老人ホームの居室定員は、国の基準により原則1人と定められてきたが、地方分権改革により、知事が必要と認める場合、居室定員を4人以下に緩和できる独自基準を条例で定め、利用料の軽減、入所者数の増加が実現

従前

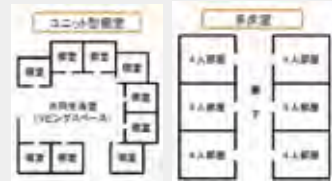
- 従来、特別養護老人ホームの居室定員については、老人福祉法に基づく国の基準により全国一律で原則1人とされてきた
- ※特別養護老人ホームとは、常時介護を必要とし、かつ、在宅生活が困難な高齢者を対象とした施設(原則、要介護3以上)

地域の課題

1人部屋(個室)では、入所者数が限られ、利用料が割高となり経済的負担が大きい

※鹿児島県のへき地・離島の所得水準は全国平均の約6割

このため、ユニット型個室だけでなく、4人部屋(多床室)も認めるよう市町村などが要望



見直し

第1次一括法により、老人福祉法が改正され、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が条例に委任され、居室定員などの基準が「参酌すべき基準」に

取組後

- 県独自の基準として、知事が必要と認める場合は、居室定員を緩和できる旨を条例に規定

国の基準：原則1人

県独自の基準：知事が必要と認める場合、4人以下にできる

取組の成果

- 条例により3施設が改築され、多床室を含む200施設が整備
- 従来の個室(34,500円)から、多床室(25,200円)に軽減され、より多くの低所得者が入所しやすくなった



県独自の基準に基づき整備された4人居室

入所者の負担軽減

入所者同士の連帯感の向上

事例

坂が多い地域特性に応じた道路基準の緩和により、
住民に使いやすくコストを抑えた道路を整備 長崎市(長崎県)

従来、道路勾配は、国の基準により最大12%と一律に定められてきたが、地方分権改革により、17%まで引上げ可能とする独自基準を条例で定め、既存道路を活かした効率的で利便性の高い道路整備が実現

従前

- 長崎市は、市街地の約7割が斜面地*で急坂が多く、自動車や自転車などが通行できない階段状の道路が多く存在
 - 従来、国の道路構造令により、道路の勾配(縦断勾配)は、全国一律に「最大12%」と規定されていた
- ※標高20m以上・勾配5度以上の地域

地域の課題

斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させるため整備延長が長くなり、多くの用地が必要

道路整備費が増加するとともに、完成までに長期間を要することが課題に！



迂回路が多い道路(整備前)

見直し

第1次一括法により、道路法が改正され、地方道の道路構造の技術的基準が条例に委任され、「参酌すべき基準」に

取組後

- 市では、急な坂が多い実情に配慮して、市道の新設・改築時に道路の縦断勾配を「17%まで」引上げ可能とする市独自の基準を条例に制定



取組の成果

- 急坂が多い地域でも直線に近い形での道路整備が可能となり、移動時間の短縮や緊急時の円滑な車両通行の確保が図られた



直線に近い道路(整備後)

効率的な道路整備の推進

住民の利便性向上



(参考) 施設・公物管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ○十分参照しなければならない基準。 ○法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常よるべき基準。 ○法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必ず適合しなければならない基準。 ○法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

② 権限移譲

(1) 制度改革の内容

国から都道府県に、あるいは、都道府県から市町村に、事務・権限を移譲したものです。

(2) 制度改革の成果

県や市町村が、事務全体を一括して担当することで、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになりました。また、住民にとって身近な窓口でサービスが一元化されました。

事例

工場立地基準の緩和により、環境保全と調和した工場敷地の有効利用を促進 西都市(宮崎県)



従来、工場敷地における緑地面積などの基準は、国の準則により25%以上の環境施設の確保が一律に定められていたが、地方分権改革により、区域に応じて国の基準を緩和する独自基準を条例で定め、環境保全と調和した敷地内の工場増設等が実現

従前

- 従来、工場敷地における緑地面積率などの基準は、工場立地法に定められた国の準則により、全国一律で敷地面積に対して、緑地を含め25%以上の環境施設を確保する必要があった
- ※環境施設とは、噴水・池・広場などを指す

地域の課題

豊かな自然が残る地方部も、都市部と同じ割合の環境施設を設置する義務

↓

国の基準がネックとなり、工場周辺に森林や農地が残る地域であっても、工場の増設ができないことが課題に！

見直し

第2次一括法により、工場立地法が改正され、地域準則の策定権限が、県・指定都市から全ての市に移譲※

取組後

- 地域の実情に応じ、環境保全を図りながら工場立地を推進するため、区域に応じて国の基準を緩和する市独自の基準を定める条例を制定
- 環境施設の面積割合(国の基準25%以上)
- 工業地域10%以上～準工業地域15%以上など、区域に応じて国の基準を緩和

取組の成果

- 既存立地企業は環境保全と調和した敷地内の工場増設が可能に
- また、新たな企業立地も促進

地域産業の振興

雇用機会の拡大



周囲を自然林に囲まれ、環境保全と調和した立地が実現している工場

※さらに、第6次地方分権一括法により(平成28年5月成立)、全ての町村に移譲

③ 条例による事務処理特例制度

(1) 制度改革の内容

地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に事務・権限を移譲したものです。

(2) 制度改革の成果

市町村が、事務全体を一括して担当することで、効率的できめ細かい対応が可能となり、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようになりました。また、住民にとっても身近な窓口でサービスが一元化されました。

事例

パスポート手続きが身近な場所でワンストップで可能となり、住民の利便性を向上 相模原市(神奈川県)

従来、パスポート発給は、都道府県知事の事務とされてきたが、地方分権改革により、事務処理特例制度を活用した市への権限移譲が行われ、戸籍謄本の取得を含め、市内でパスポートの申請・受取ができるワンストップサービスが実現

従前

- 従来、パスポート発給事務は、都道府県知事が行う事務とされ、市町村が実施できなかった
- 市内にある県営のパスポートセンター出張所は、週1回の開設日で申請のみ(受取は厚木市内の県央支所)

地域の課題

戸籍謄本を市役所で取得後、パスポートの申請と取得で市内外の窓口に出向かなければならず、二度手間となっている

パスポート手続きに係る市民の負担が課題に！



見直し

平成16年の旅券法改正を踏まえ、事務処理特例制度の活用によりパスポート発給事務を移譲

取組後

- 県のパスポート発給事務が市町村でも可能となるよう、神奈川県を改正
- これを受け、市内に新たに2か所のパスポートセンターを開設するとともに、戸籍謄本などを発行可能な区役所の連絡所も併設

取組の成果

- パスポートの申請・受取がワンストップで手続可能となり、市民のパスポート申請者の約9割が利用



新たなパスポートセンターと併設された区役所の連絡所

事務の効率化

住民の利便性向上



④ 補助対象財産の処分の弾力化

(1) 制度改革の内容

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は補助目的を達成したものとみなし、用途・譲渡先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受け、補助対象財産の有効活用を図ったものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、例えば、少子化による学校の統廃合に伴い、使用されなくなった学校施設などを地域の实情に応じて、他の用途に有効活用できるようになりました。

事例

不要となった空き公共施設の地場産業による有効活用により、地域の雇用・産業を活性化 大館市(秋田県)



従来、空き公共施設の他用途転用は、各府省の承認を要し、用途・譲渡先が限られていたが、地方分権改革により、おおむね10年を経過した補助対象財産の他用途転用が容易となり、使われなくなった保育所等の有効活用が実現

従前

地域の課題

少子高齢化の進行や市町村合併により不要になった公共施設が発生し、今後も増加

↓

国の制約がネックとなり、地域にある空き公共施設や敷地が有効に活用できないことが課題に！



閉所後、放置されていた旧保育所

見直し

平成20年に、おおむね10年を経過した補助対象財産は、報告などにより国の承認とみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付を求めない等の各府省共通の取扱いが定められた

取組後

取組の成果

- 地場の食品加工企業(地鶏加工業者)が増改築の上、新社屋として活用
- 企業は、土地・建物が安く取得でき、集約化により生産効率が向上したと評価

販路の拡大

地域の雇用・所得の増大



地場の企業が比内地鶏の加工拠点として有効活用

⑤ 法定外税

(1) 制度改革の内容

地方分権一括法により、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」などに変更されたものです。また、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするとしてされたものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じて法定外税の新設などを行い、税収を地域づくりなどに活用できるようになりました。

事例

駐車場利用者への環境税により、文化・観光のまちづくりと住民の生活環境改善を推進 太宰府市(福岡県)

従来、法定外普通税の申請は、総務大臣の「許可制」とされてきたが、地方分権改革により、「同意を要する事前協議制」となり、駐車場利用者から税を徴収する独自の条例を定め、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策が実現

地域の課題

従前

- 太宰府市には、歴史的文化遺産が数多く存在し、年間約550万人が訪れていたが、九州国立博物館の開館を控えて、来訪者の更なる増加が予想されていた
- このような中、史跡・観光ルートを中心とした環境の整備や、深刻な交通渋滞対策のための財源確保が課題に

見直し

地方分権一括法により、地方税法が改正され、法定外普通税の「許可制」が「同意を要する事前協議制」に移行し、同意に係る処理基準として、総務大臣は一定の事由があると認められる場合を除き、同意するものとするとしてされた

取組後

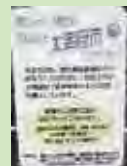
- 住民に住みやすく、来訪者が再び訪れたいまちづくりのため、条例を制定し、「歴史と文化の環境税」を導入
- 有料駐車場の利用者には駐車料金と併せて、50～500円を徴収し、使途の透明性を確保しつつ、歴史的文化遺産の保全・整備や交通渋滞対策に活用

取組の成果

- 税収は、平成26年度は約7,200万円、平成15年度の導入以降、累計6億9,000万円に
- 各種のハード及びソフト事業による観光資源の充実により、来訪者が増加し、住民の生活環境が改善



環境税を活用し、駅前広場を舗装化し、バス停車帯を設置



環境税周知のための看板

